

前回のご質問・ご意見について

第2回安城市公立保育所等経営審議会

令和元年12月25日

前回のご質問・ご意見について

1 国・県の補助金の活用について

⇒負担を押し付けている？いつまで続く制度？

2 認定こども園について

⇒幼稚園からの移行の経緯は？こども園は審議の対象か？

3 他市の事例・民間手法

⇒他市の民間移管の事例や手法はどのようなものがあるか？

4 安城市の幼児教育・保育におけるビジョン

⇒目指すべき幼児教育・保育ビジョンの必要性

前回のご質問・ご意見について

1 国・県の補助金の活用について

ご意見 国や県に負担を押し付けているのでは？

➡ 地方自治体が生き残るために…
持続的な保育の提供のために…



必要な措置・活用すべき制度

であると考えます！

前回のご質問・ご意見について

1 国・県の補助金の活用について

ご質問 いつまで続く制度？

施設型給付：H27子ども子育て支援新制度にて創設
制度の存続 ➡ 国等の判断によるところ

しかしながら…

民間保育園等の運営においては、
必要不可欠な制度

➡ 制度としては、継続する可能性が高い

前回のご質問・ご意見について

1 国・県の補助金の活用について

ご意見

国や県の財源不足による制度の存続が心配
(全国的に民間移管の話が広がった場合など)

【用語解説】

普通地方交付税： 地方自治体の収入格差是正のため、
国税の一部を財政力の弱い自治体へ配分
【基準財政需要額－基準財政収入額】

基準財政需要額： 各自治体が必要とする事業費のこと

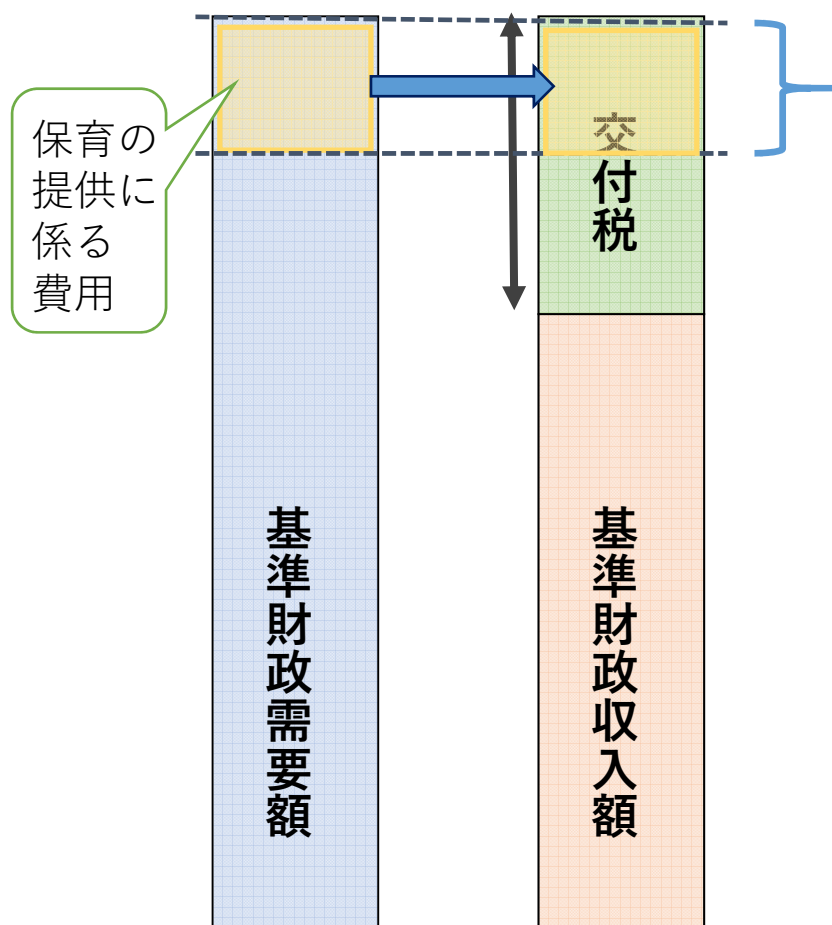
基準財政収入額： 各自治体が標準的に徴収できる税収のこと

不交付団体： 全国で85市町村←**安城市**（令和元年度）

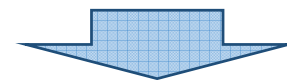
交付団体： 不交付団体以外の市町村（1600超）

前回のご質問・ご意見について

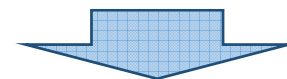
○ 民間移管に対する交付団体と不交付団体の違い



交付団体においては、
『保育の提供に係る費用』についても、
既に、交付税として支給されている



交付団体が公立園を民間移管しても
国から地方自治体への歳出が、
『交付税』⇒『施設型給付』に付け替わる
のみで、**国の歳出は増えない**と考えられる



交付団体においては、
公立園の**民間移管のメリットは薄く**、民間
移管が促進されるとは考えにくい

前回のご質問・ご意見について

2 認定こども園について

ご質問 幼稚園からの移行の経緯及び状況は？

○安城幼稚園・さくの幼稚園

幼稚園需要の**減少**・預かり保育需要の**増加**



H31 こども園への移行

・空き教室の有効活用・地域の**幼児の集約**

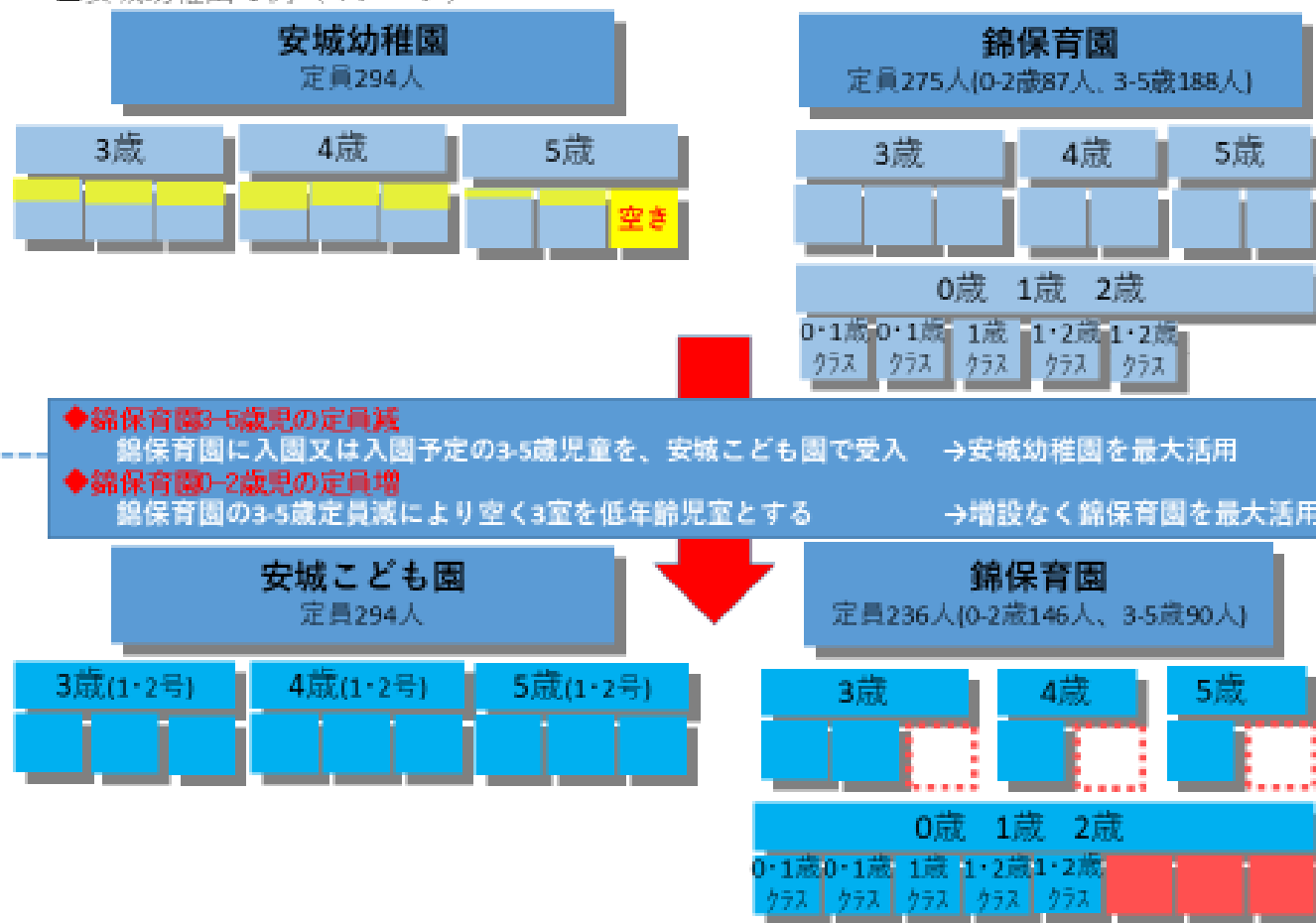


近隣保育園(錦・作野)にて**低年齢児保育の拡充**

前回のご質問・ご意見について

○ 認定こども園移行の経緯

■安城幼稚園の例（イメージ）



前回のご質問・ご意見について

○ 低年齢児保育の拡充（近隣保育園）

○ 錦保育園 【改修前:R1】 【改修後:R4】

・ 部屋数（低年齢児）	5 室	⇒	8 室	+ 56名
・ 施設定員（低年齢児）	9 5 人	⇒	1 5 1 人	

○ 作野保育園 【改修前:R1】 【改修後:R3】

・ 部屋数（低年齢児）	5 室	⇒	8 室	+ 54名
・ 施設定員（低年齢児）	9 0 人	⇒	1 4 4 人	

前回のご質問・ご意見について

2 認定こども園について

ご質問 認定こども園は審議の対象か？

➡ 保育園、幼稚園、認定こども園
全てが審議の対象

安城市公立保育所等経営審議会

幼児教育・保育の持続的な提供のため、
公立園の経営のあり方を検討する

公立保育園・公立幼稚園・公立認定こども園

前回のご質問・ご意見について

3 他市の事例・民間手法

ご質問

他市の民間移管の事例や手法はどのようなものがあるか？



議題 3 『**民間手法導入の他市事例等について**』

にて説明させていただきます。

前回のご質問・ご意見について

4 安城市の幼児教育・保育におけるビジョン

ご意見

- ・ 安城の子育てに対する政策、どのような形にしていくか
- ・ 子どもファースト、子どもの幸せのために
- ・ 市としての子ども子育て施策の再構築
- ・ 幼児教育の遂行のための持続可能な形態とは
- ・ どのようなビジョンのもと今後の幼児教育を進めるか



議題4 『民間手法を活用した保育園等の運営について』
にて説明させていただきます。

民間手法の事例

☆民間手法と他市の事例について

- 1 一般社会福祉法人・株式会社等への移管
豊田市など多数事例あり
- 2 社会福祉協議会への移管
碧南市など
- 3 社会福祉事業団への移管
国立市、三鷹市など

民間手法の事例

豊田市

1 一般社会福祉法人・株式会社等への移管


○ 第1次民間移管計画 (H15.2)

H15～H20の間に、4 保育園を社会福祉法人に、
6 幼稚園を学校法人に移管

保育サービス拡大あり（延長・休日・病後児保育など）

○ 第2次民間移管計画 (H28.3)

H30～R3の間に、6 保育園を移管予定

◎土地・建物：無償貸与  建物を無償譲渡（予定）

☆移管スケジュール：事業者募集・選定の2年後に移管

民間手法の事例

碧南市

2 社会福祉協議会への移管

○ 移管までのスケジュール等

- H17.10 保育園運営検討会の発足
- H17.12 社協への移管方針の決定
- H18.10 移管園（5園）の決定
- H18.11 保育士説明会
- H18.12 保護者説明会
- H20.4 社協保育園受入開始（2園）

⇒その後、**段階的に移管**

H23までに、**計5園の移管を完了**

民間手法の事例

国立市

3 社会福祉事業団への移管

○ 移管までのスケジュール等

H25.8 財政改革審議会答申《保育園の民営化を提言》

H27.12 保育審議会への諮問

H28.5 保育審議会答申《民営化の考え方・方法》

H28.11 保育審議会答申《民営化ガイドライン》

H29.2 保育整備計画（素案）の公表
（民営化案：まず、1園を一般社会福祉法人へ移管）

〈保護者の意見を聴く会の開催〉

～多数の心配する声～

- ・先生や保育環境が変わることへの不安
- ・従来の運営方針が引き継がれるか不安

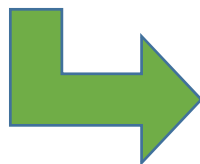
民間手法の事例

国立市

3 社会福祉事業団への移管

～多数の心配する声～

- ・先生や保育環境が変わることへの不安
- ・従来の運営方針が引き継がれるか不安



《方針転換》

☆事業団方式による民間移管

H29.11 保育整備計画の公表

H30.4 事業団設立準備開始

R1.9.2 『社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団』設立

R3.4.1 新園舎建設後、保育所運営開始

民間手法の事例

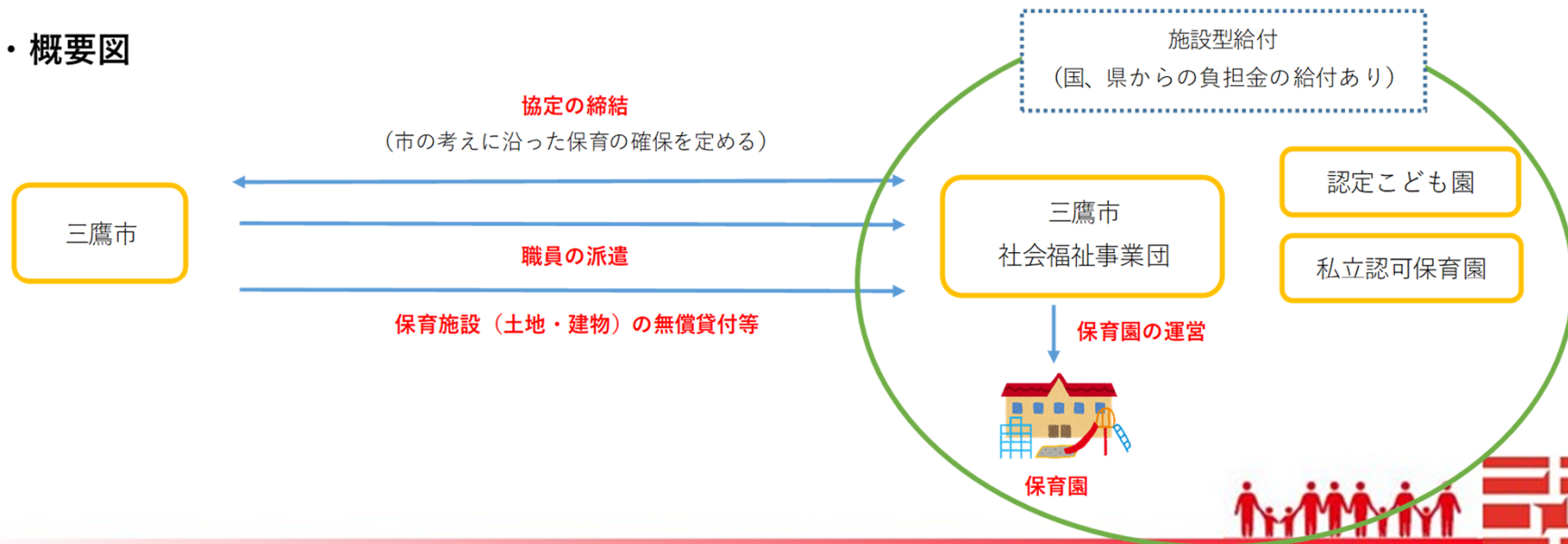
三鷹市

3 社会福祉事業団への移管

○公私連携型保育所

- ・協定の締結 ⇒ 市の考えに沿った保育を確保
- ・職員の派遣 ⇒ 同じ先生による保育
- ・保育施設の無償貸付等

・概要図



民間手法とメリット及び課題

運営法人 【他市事例】	現状：公立	一般社会福祉法人、株式会社 【一般的な民営化手法】	社会福祉協議会 【碧南市】	社会福祉事業団 【国立市・三鷹市】
設置区分	公設公営	民設民営		
運営区分	市直営	民間事業者が設立 する法人 私立保育園などの運営法人	市が設立した法人	市が新たに設立 する法人
職員配置基準	運営法人の形態が変わっても、職員配置基準は 変わりません 。			
保育の運営基準	『 保育所保育指針 （厚生労働省）』や市の運営基準に関する 条例 に基づく運営			
保育料	所得に応じて決定 ⇒ 通う園によって 差は発生しません			
職員の变化	—	全員入れ替わる	現状の配置が可能 市職員の派遣（最大5年）により	
職員の身分・処遇	—	法人により異なる	身分は 市職員の身分を併せ持つ 処遇は 市職員に準ずる	
運営の独自性	市の考えに沿った運営	法人の独自性あり	民間の柔軟性 を取り入れつつも、 市の考えに沿った運営（公私連携型）	

民間手法とメリット及び課題

運営法人 【他市事例】	現状：公立	一般社会福祉法人、株式会社 【一般的な民営化手法】	社会福祉協議会 【碧南市】	社会福祉事業団 【国立市・三鷹市】
保育環境の変化	—	変化が大きい ・保育士の入れ替わり ・運営方針の違い	変化が小さい ・保育士は変わらない ・公私連携により市の考えに沿った運営	
収入の確保	補助制度なし	国、県の補助制度が活用可能		
財政効果 (即効性)	なし	低 運営法人を募集し、 段階的に移管	低～高 社会福祉協議会との 調整が必要	高 必要な数の保育園を 一度に移管できる
メリット及び課題	○：保育環境の 変化なし ×：補助制度なし	○：保育環境の変化 (民間の独自性に対する 期待感) ×：保育環境の変化 (環境変化への不安感) ×：財政効果(即効性)が 低い (運営法人の募集、職員の 段階的退職)	○：保育環境の変化なし (従来の公立保育の継承) ○：職員の採用退職の調整が 不要 △：対応可否、規模等の調整 が必要 △：財政効果(即効性)が 不透明	○：保育環境の変化なし (従来の公立保育の継承) ○：職員の採用退職の調整が 不要 ○：財政効果(即効性)が 高い ×：新規業務の発生 (事業団設立・運営業務)

本市における幼児教育・保育に対する考え

第2期 安城市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

理念

『**幸せ**と**未来**をつなぐ**子育て**の**まち・安城**』

視点

子どもの
最善の利益が
確保される



保護者に
寄り添い、保護者
も成長する



子育て家庭を
支援する環境を
整備する



☆実施計画
(R2～R4)における
事業費の合計

約24.4億

(例)

低年齢児保育の
受け皿の整備

方針

- 安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策
- 幼児期の教育・保育環境の充実
- 学童期からの『生きる力』を育む環境整備
- 子どもの居場所づくり
- 支援を必要とする子どもや保護者への対策
- 子育てしやすい社会環境の整備
- 地域社会における子育て支援

(例)

老朽化した
保育園等の
施設改修

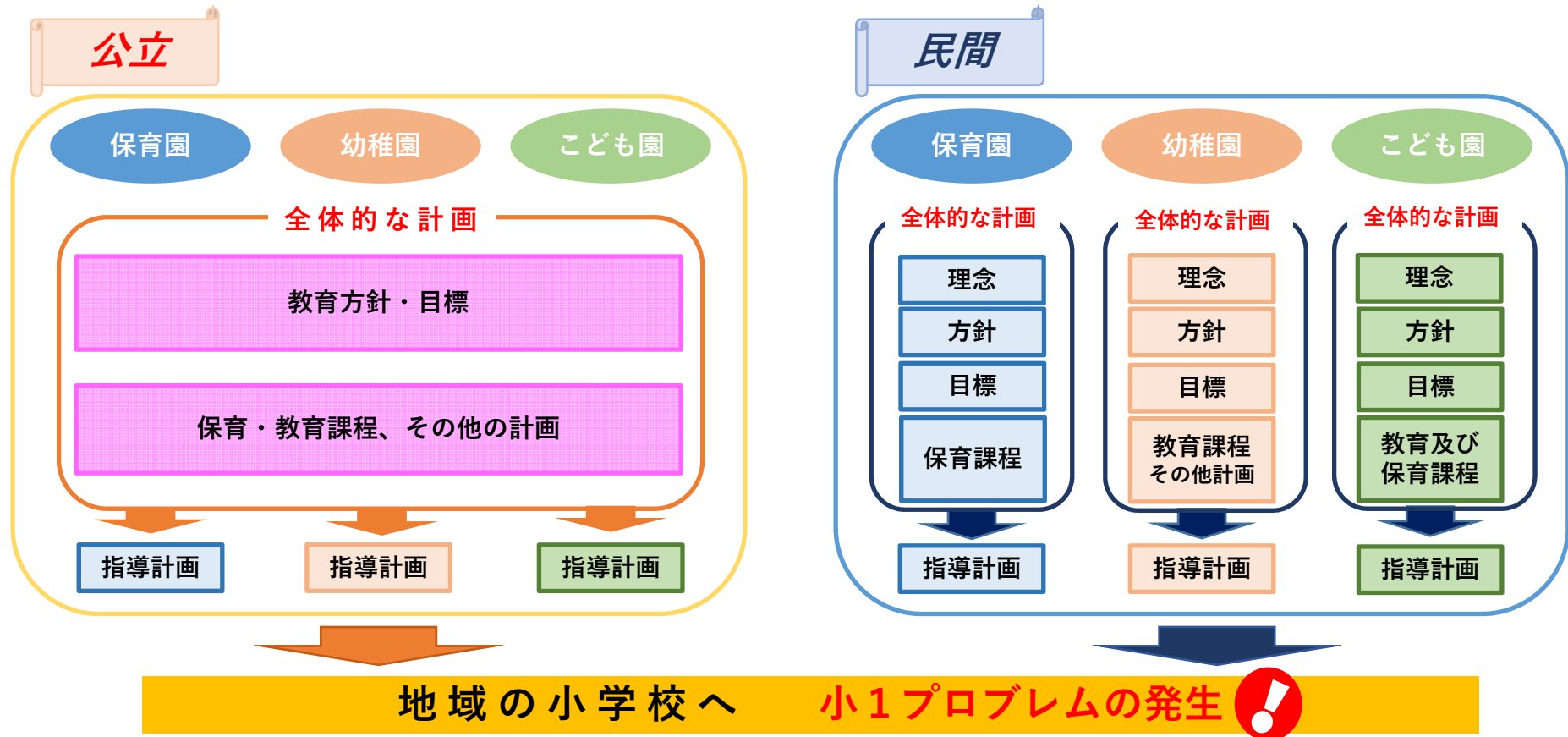
約9.2億

(例)

児童クラブの
受け皿の整備

約4.2億

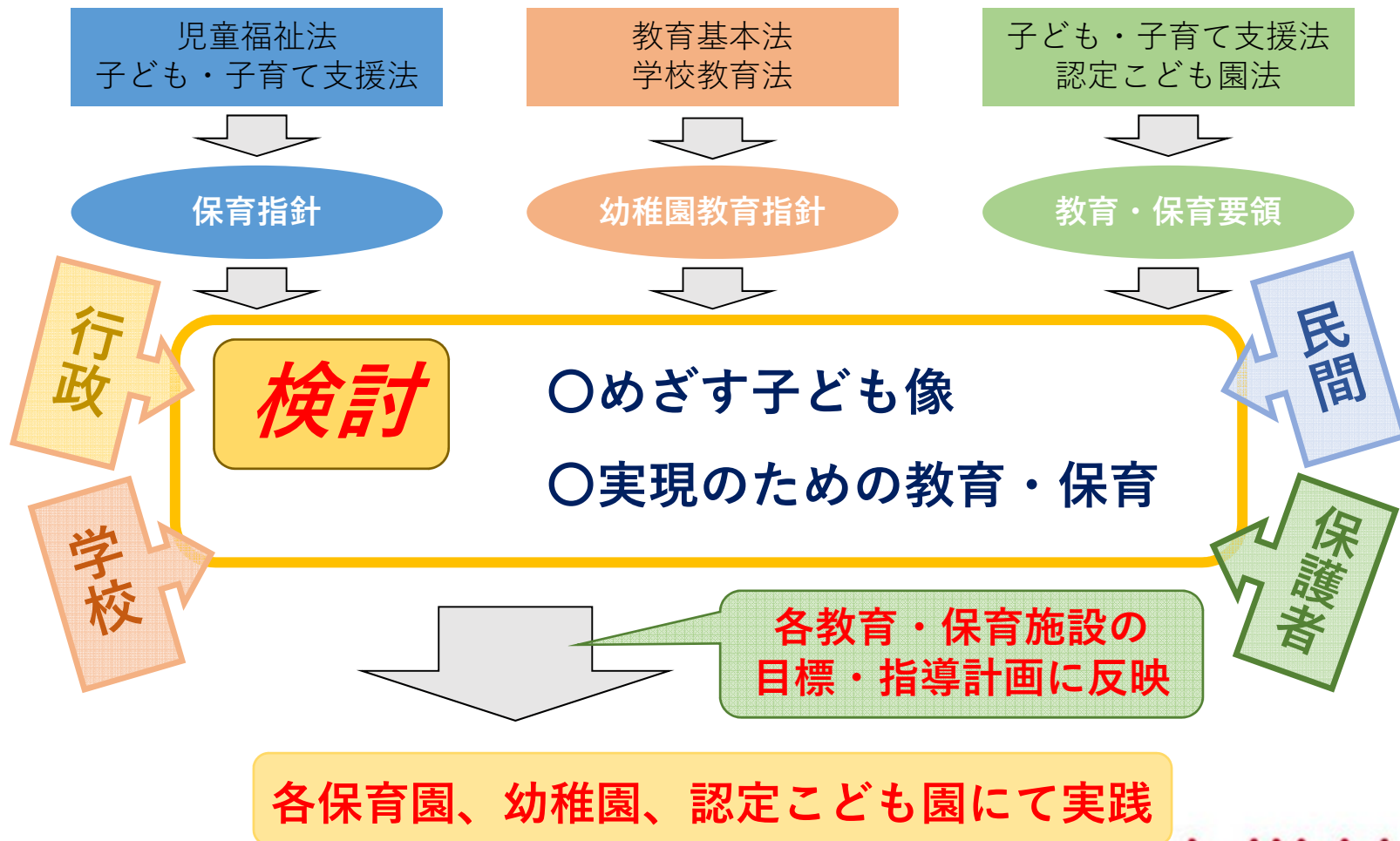
本市における幼児教育・保育に対する考え



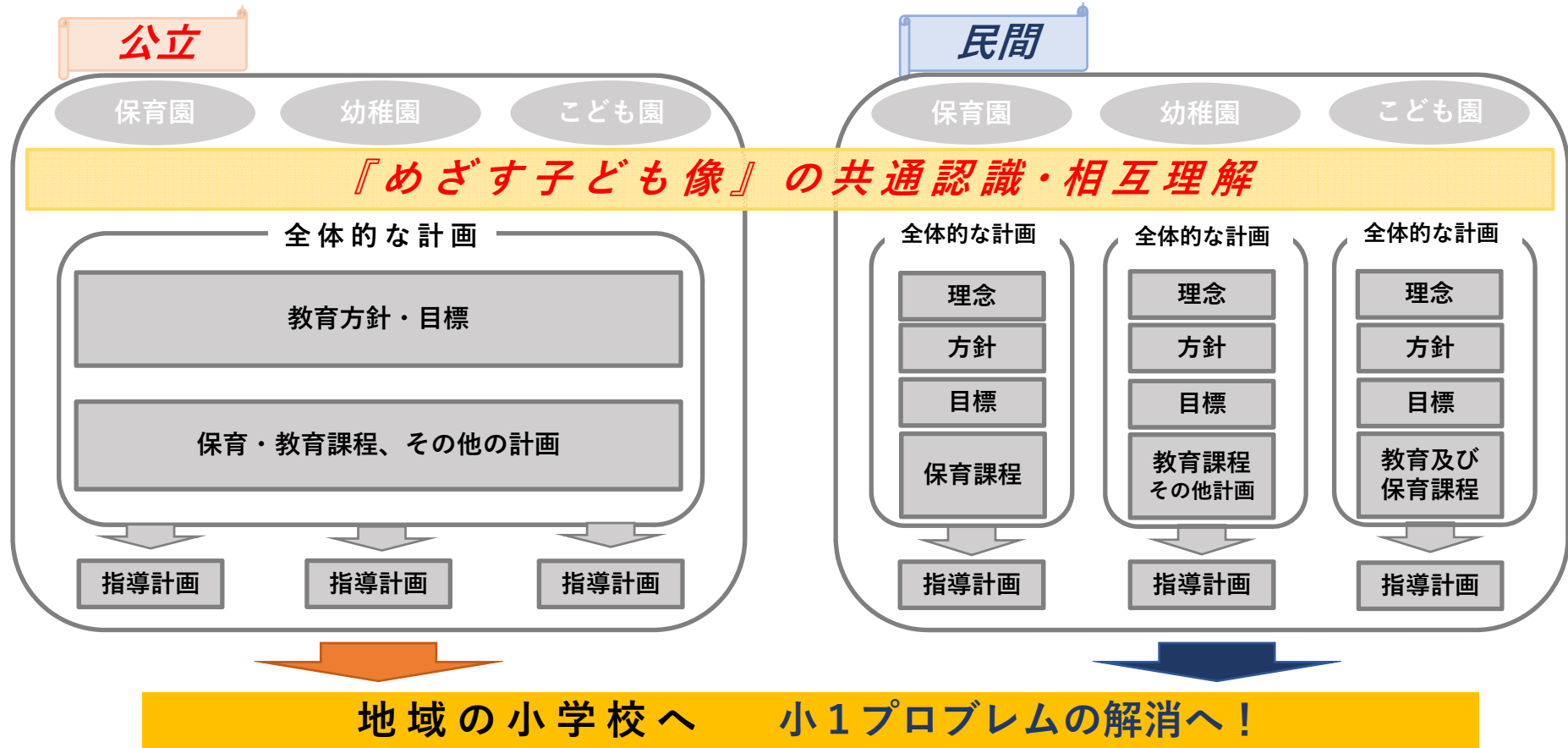
《課題》

『めざす子ども像』の共通認識・相互理解の欠如

本市における幼児教育・保育に対する考え



本市における幼児教育・保育に対する考え



『めざす子ども像』を共有した上で、各園の個性を発揮！

民間手法を活用した保育園等の運営(案)

☆保育園運営の方向性

- 社会情勢の変化への対応
- 幼児教育・保育の持続的な提供



本来は、公立のまま継続するのが良いのかもしれないが・・・

『**民間手法の導入**』を考えるタイミングなのではないか？

ただし、**公立園の役割**も引き続き担っていく必要がある。



『**公**』と『**民**』のハイブリッドによる保育の提供

民間手法を活用した保育園等の運営(案)

☆基本方針 (民間手法の導入)

○ 保育環境を変えないこと

民間移管に対する保護者の**最大の不安要素**

- ⇒ ①先生が代わること
- ②園の運営方針が変わること

○ 公立園として培ってきた保育の継承

公立保育園が持つ**地域における多面的な役割**

【安城市における保育園・幼稚園の運営方法の検討報告書 (H20.2) より】

○ 無償化に伴う負担増に対し即効性があること

無償化に伴う本市の負担増：**約3.9億円/年**

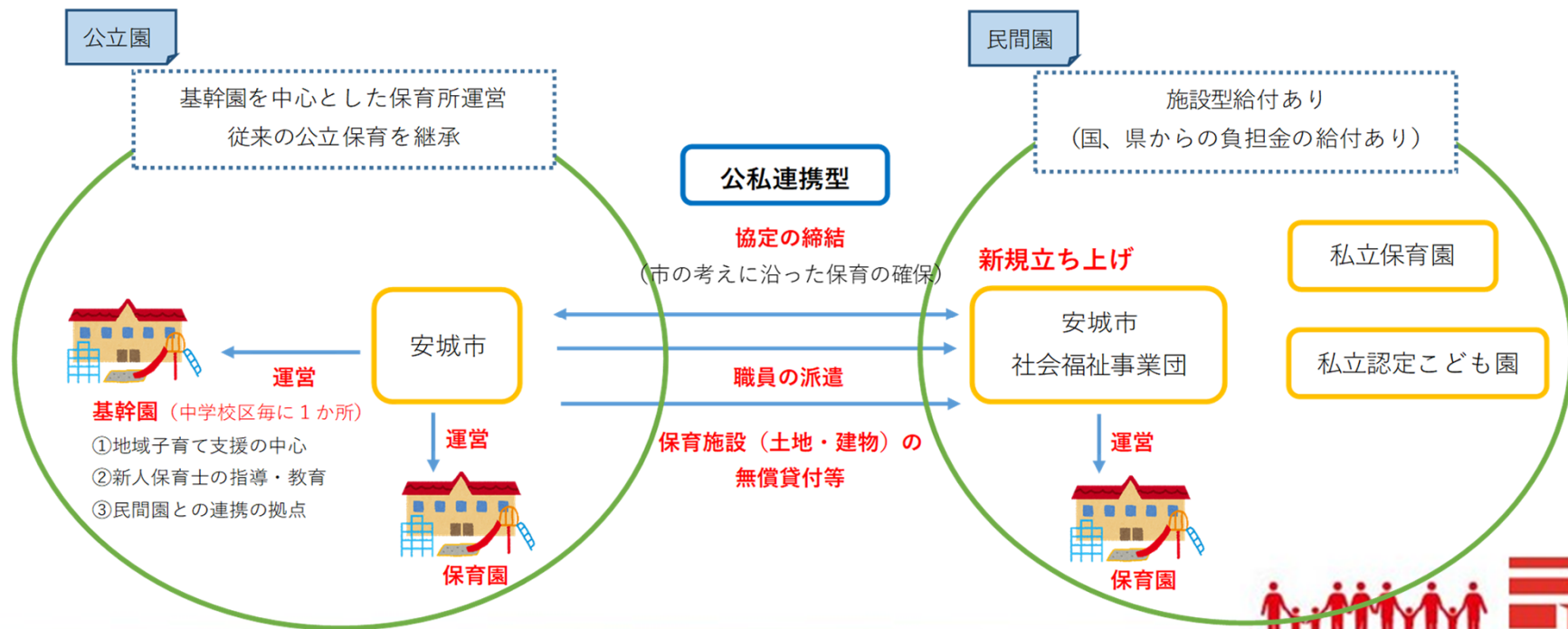
- ⇒ **必要な数を一度に移管**

民間手法を活用した保育園等の運営(案)

☆本市の保育所運営の方向性

- **基幹園**の設置（**公立園の役割の継承**と**地域の子育て支援**の中心的役割）
- **社会福祉事業団**の設立及び移管による『**一部公立園の民間移管**』

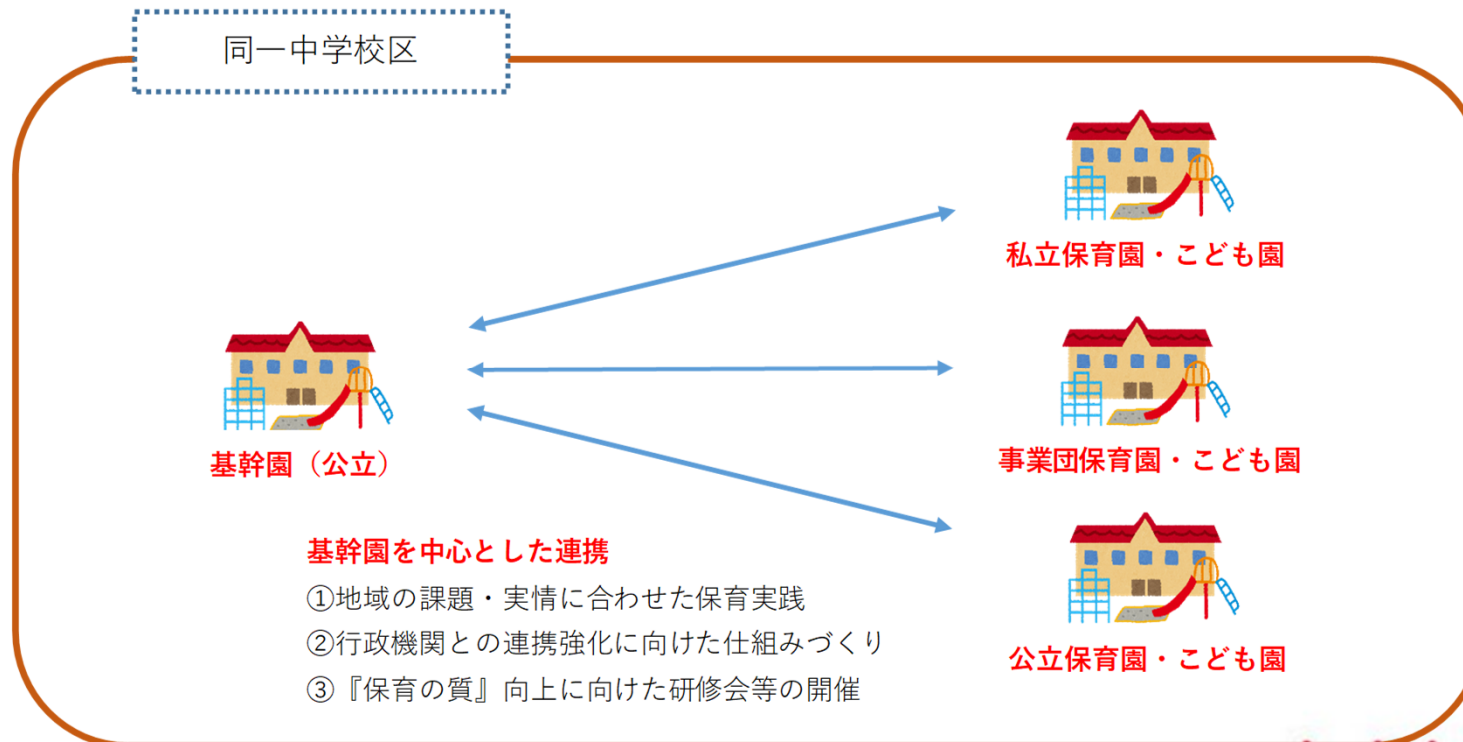
【概要図】



民間手法を活用した保育園等の運営(案)

☆本市の保育所運営の方向性

従来の**公立保育を継承**し、地域の**子育て支援の中心**となるべき存在として、
中学校区毎に**基幹園**を設置



民間手法を活用した保育園等の運営(案)

☆一部公立園の民間移管

1 民間移管の手法

公私連携型事業団方式

新規立ち上げ

2 運営主体

『社会福祉法人安城市社会福祉事業団（仮称）』

3 民間移管の規模

市内公立27園（保育園:23園、こども園:2園、幼稚園:2園）の内

⇒ 概ね**半数程度**

なお、幼稚園を民間移管する場合は、こども園へ移行する。

民間手法を活用した保育園等の運営(案)

☆民間移管方式 (案)

4 運営体制

- ・事業団に保育士（市職員）を**派遣**
派遣期間：原則3年（最大5年）
- ・事業団に事務局を設置 ⇒ 職員を派遣し運営

公益的法人への派遣法及び派遣条例に基づく

5 運営方針

市の考えに沿った運営

公私連携型
(協定の締結)

6 施設・設備等

保育施設（土地・建物）は事業団へ**無償貸与**